

河南町地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、河南町地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 美しい河南町環境条例（平成26年河南町条例第37号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき推進員を置く。

(要件)

第3条 推進員を委嘱される者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 年齢満20歳以上の者
- (2) 河南町内に在住若しくは在勤又は在学の者
- (3) 地域での活動を行えること

(委嘱)

第4条 推進員の委嘱を受けようとする者は、地球温暖化防止活動推進員応募用紙兼承諾書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、審査の上、推進員を委嘱し、委嘱状（様式第2号）及び身分証明書（様式第3号）を交付する。

(委嘱期間)

第5条 推進員の委嘱期間は、任命の日から2年以内とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

(委嘱の取り消し)

第6条 町長は、委嘱された推進員が次の各号いずれかに該当する場合は、推進員の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員が辞退の申し出を行ったとき。
- (2) 推進員が長期間にわたり活動を行っていないと認められるとき。
- (3) その他推進員として不適任と認められたとき。

(活動)

第7条 推進員は、条例第7条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げるいずれかの活動を行う。

- (1) 他の推進員と連携しながら、条例の普及啓発に努める。
- (2) 条例に基づき、地球環境・生活環境の保全及び緑化の推進等に努めている住民及び団体に対する指導や助言を行い、その住民及び団体を町長に「かなんみどりのチェッカーズ」として推薦することができる。
- (3) 自ら環境家計簿に取り組み、日常生活において地球温暖化防止対策を実践するとともに、環境家計簿の普及に努める。
- (3) 町及び大阪府地球温暖化防止活動推進センター等（以下「行政機関等」という。）が行う地球温暖化防止に関する事業に参加協力する。
- (4) 自治会、公民館活動等の地域住民の集まりの場を利用して、地球温暖化の現状や地球温暖化防止対策の重要性等について住民の理解を深めるとともに、家庭での省エネ行動、リサイクル及びグリーン購入などを普及・促進する。
- (5) 行政機関等が行う研修会、講演会等に積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努める。

(かなんみどりのチェッカーズの認定等)

第8条 町長は、前条第2号の規定に基づき、推進員からかなんみどりのチェッカーズの推薦を受けたときは、活動内容等を審査のうえ、認定書（様式第4号）を交付する。

2 かなんみどりのチェッカーズの要件は、身近な環境を守るため、地球温暖化、空き缶・吸殻等の散乱防止、落書き防止、飼い犬のふんの放置防止、空き地空き家の適正管理、又は緑化の推進のいずれかに努めているものとする。

3 かなんみどりのチェッカーズの認定期間は、前項の活動期間内とする。
(活動内容等の意見交換会)

第9条 推進員は、自らが行った活動の状況報告、かなんみどりのチェッカーズの活動状況など、知り得た情報等の意見交換を行うため、推進員が集まり意見交換会などを年1回開催しなければならない。

(報酬等)

第10条 推進員の活動は、原則として無報酬により行うものとする。

2 推進の活動に伴う経費及び旅費は、原則として支給しないものとする。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、推進員についての必要事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。